

10. 扶助手前ハ原案ノ通り

11. 全部常備三分(賦増下)請願ハ一月三日以上及

然レト

12. 病氣扶助レリトキハ臨時金額ヲ付スルコト

13. 山外居住者ニ對シテモ薪炭味噌ハ山内居住者

ト同様販賣スルコト。販賣迄ハ月賦斜度ヲ設ケルコト

14. 新年ノ酒肴料ハ男ニ四廿一圓ヲ供五十兩

15. 現在ノ定米制ヲ廢シ同一家族全部ヲ付スルコト

16. 下ナリ金ヲ生シル如キ場合ハ月賦返却ニト

17. 籠米中ノ本番價金並臨時手前ハ全部支給

ノコト

左ニ對シ又山長ハ本山ト協議シルニ差支ハ本山同様

ノ程度ニ於テ承認ノコトナリ廿三日又山長ハ其旨委

負ニ通知セシテ學議會ハ大体満足セルモ後日ノ為メ

賢書ヲ撤セザハ就業セスト唱へ居ル

解決